

ハイファ及び近隣都市在住の皆様
エルサレム及び近隣都市在住の皆様

領事出張サービスの実施について

以下のとおり、ハイファ及びエルサレムにおいて領事出張サービスを実施する予定のところ、お知らせします。

【ハイファ】

日時 3月17日（金） 午前11時00分～14時00分
場所 Tikotin Museum of Japanese Art 敷地内の会議室
所在地 89 HaNassi Avenue, Haifa

【エルサレム】

日時 3月24日（金） 午前11時00分～14時00分
場所 Dan Boutique Jerusalem内の会議室 Betzalel Hall
所在地 Hebron Road 31, Jerusalem

「領事出張サービス」とは

在留邦人の皆様に対する領事サービスの一環として、当館領事班の職員が出向き、以下の領事業務を行うものです。

- 1 在外選挙人名簿登録申請受付、在外選挙人証の手交
- 2 旅券の申請受付、作成済み旅券の交付、旅券査証欄増補の申請受付及び交付
- 3 各種証明書の申請受付、作成済み証明書の交付
- 4 戸籍や国籍関係届出書の受付
- 5 そのほか、御相談など

申し込み方法

予約が必要です。氏名、電話番号、ハイファ又はエルサレムの別、今回必要な手続きについて、以下の領事班Eメールアドレスに事前に御連絡ください。折り返し、手続きに必要な書類について御案内させていただきます。

ryouji@tl.mofa.go.jp

当日可能な手続き

< 1 在外選挙人名簿登録申請 >

海外にお住まいの有権者の方々が、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙で在外投票するためには、事前に当館を通じて日本国内市区町村選挙管理委員会の在外選挙人名簿への登録申請を行い、「在外選挙人証」を入手しておく必要があります。

「在外選挙人証」の受け取りには約2か月を要しますので、是非とも、この機会に在外選挙人登録をお済ませください。

登録の要件

- (1) 満18歳以上で日本国籍を保有している方
- (2) 日本の最終住所地の市区町村役場に転出届を提出されている方（日本に住民票の登録が残っている方は登録できません。）
海外で生まれ育ち、日本国内で住民登録したことがない方も申請可能です。
- (3) 当館の領事業務管轄地域（イスラエル及びパレスチナ自治区）に居住されている方

申請に必要な書類

- (1) 日本国旅券
- (2) 現在お住まいの住所を確認できるもの
(例：有効なイスラエル国運転免許証、公共料金の請求書又は領収書、自宅の賃貸契約書等で居住期間と住所が確認できるもの。ただし、当館へ在留届を3か月以上前に提出済みの方は省略できます。)
- (3) 在外選挙人名簿登録申請の際、申請書に以下の情報を記載する必要があるため、事前に御確認の上、御来場ください。
 - ・本籍（番地まで）
 - ・日本で住民登録していた最終住所（番地まで）
 - ・日本を出国した日
 - ・イスラエル又はパレスチナ自治区に住所を定めた日

< 2 旅券 >

- (1) 旅券申請 新旅券の交付（受取）は、後日、当館領事窓口での手続きになります。
- (2) 旅券受領 当館に申請済みの旅券を領事出張サービス当日に受け取ることが可能です。
必ず御本人（乳幼児を含む）にお越しいただく必要がありますので、御留意ください。

ダウンロード旅券申請書

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

旅券申請用写真の規定

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100171389.pdf>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

手数料（2022年度）

10年有効の旅券	485	シェケル
5年有効の旅券（12歳以上）	333	シェケル
5年有効の旅券（12歳未満）	182	シェケル

手数料の支払いは、現金のみです。クレジットカード、デビットカード、パーソナルチェックでのお支払いはできませんので、御注意願います。

＜ 3 各種証明書の申請及び交付＞

領事出張サービスの当日に申請を受け付ける場合、交付（受取）は、後日、当館領事窓口での手続きになります。

領事出張サービスの当日に交付を受けるためには、事前に当館に申請してください（当館において証明書を作成し、当日、会場に持参するため。）。

手数料：（2022年度）

在留証明	36	シェケル
出生証明書、婚姻証明書等	36	シェケル
署名証明	52	シェケル
自動車運転免許証の抜粋翻訳証明	64	シェケル

手数料の支払いは、現金のみです。クレジットカード、デビットカード、パーソナルチェックでのお支払いはできませんので、御注意願います。

＜ 4 戸籍・国籍関係の届出＞

出生届、婚姻届など戸籍に関する届出を受け付けます。届出に必要な書類等については、あらかじめ当館領事班へお問い合わせください。折り返し、届出用紙と必要書類等の案内を送付します。また、当日は出生や婚姻の届出以外にも、離婚、認知、国籍選択などの戸籍や国籍関係の届出手続についての御相談も受け付けます。

お問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>